

「広告等に関する指針」改定案に係る意見及び対応案について（投資信託）

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
IV. 投資信託及び外国投資信託					
1. 販売用資料の作成に当たっての留意事項					
1	46 ページ (1) 必要表示事項 ①	「① 法定記載事項（第 1 部法令規則等の概要 ※2「広告等における表示事項」参照）のうち、手数料等には、購入又は換金手数料（スイッチング手数料を含む）のほか」とあり、（スイッチング手数料を含む）と記載されていますが、これは「上限表示」と理解して良いでしょうか。	通常、スイッチング手数料が購入手数料を上回ることではないため。	○原案どおりとする ・上限表示が法令上認められているが、スイッチングが可能なファンドにおいてかつスイッチングの手数料が一般的な手数料より低い場合には、それを表示しないことが誤解を生ぜしめるべき表示とならないか留意が必要である。	同左。
2	46 ページ (1) 必要表示事項 ①	購入又は換金手数料（スイッチング手数料を含む）のほか	この表示内容であればスイッチング可能な全ての投信にはスイッチング手数料の表示が必要表示事項となると考えます。 例えば、スイッチング可能なファンドのシリーズやグループ等で、その中の単独のファンドのみを	○同上	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
			紹介し、且つスイッチングに言及しない場合は、スイッチング手数料の表示は不要と考えます。そのため、括弧書きを（スイッチングに言及する場合は、スイッチング手数料を含む）と修正をするか、括弧書きを削除するなどの検討をして頂きたい。		
3	46 ページ (1) 必要表示事項 ①	ファンド・オブ・ファンズの投資先ファンドの手数料等も考慮する必要がある旨を追記する。	法令上求められている事項だから。	○修正する ・投資先ファンドの手数料等も考慮する必要がある旨記載を追記する（業府令 74 条 2 項参照）。	同左。
4	46 ページ (1) 必要表示事項 ② 法令記載事項…記載には	「※ 価格変動については、当該投資信託の投資対象商品（株式、円建て公社債等）の価格変動要素を具体的に表示する。」とあるが、「具体的に」とは何を指すのか？ 信用リスクも含むのであれば、法的要請ではないので信	信用リスクの記載を含まないことを確認したいため。	○原案どおりとする ・該当部分の記載は、投資信託としての価格変動だけでなく、投資対象商品の価格変動について記載されたいとの意味である。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
		用リスクについては「法定記載事項」とは別項目にしたい。			
5	46 ページ (1) 必要表示事項 ② 法令記載事項…記載には	※ 取扱い投資信託一覧などで、個別商品の詳細説明が無いもの（投資判断ができるまでには至らないもの）におけるリスク文言は、「ご案内の商品は、価格の変動等により損失が生じるおそれがあります。」などが考えられる。	投資信託に限定するものではないので、商品全般にかかる部分に記載することが妥当ではないか。	○原案どおりとする ・「投資信託」という括りの中でもこのような記載方法が認められることを示しておくべきであるとする。	同左。
6	46 ページ (1) 必要表示事項 ② 法令記載事項…記載には	円建てファンドでも為替リスクをとる場合を含めなくて良いか。	いわゆる通貨選択型ファンドを想定。	○修正する ・通貨選択型ファンドについては、円建て場合にも為替リスクの文言が必要である旨記載する。	同左。
7	48 ページ (3) 具体的な留意事項 ⑥ 運用実績等	「日々実績分配を行う追加型公社債投信（外貨建MMFを含む。）において実績を表示する場合には、・・・」は	海外のMMFにはNAV一定型とNAV増加型があるが、NAV増加型について、以前、協会よりロ号で読んでよい旨確認した経	○修正する。 ・意見のとおり修正する。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
	の表示 ロ	「日々実績分配を行う追加型公社債投信や、分配は行わないが運用内容が同様のものにおいて実績を表示する場合には、・・・」としていただきたい。	緯がある為。		
8	48 ページ (3) 具体的な留意事項 ⑦ 分配金の表示 イ	「特に毎月分配型等、分配を強調した表示を行う場合には、分配金と基準価額の水準の関係（トータルリターン）を示すなど投資者に誤解を与えないよう留意すること。」 は書きすぎではないでしょうか。	実務的には委託会社が作成するものなので、販売会社向けの指針としては適切ではないように思います。	○修正する ・毎月分配型投資信託については、平成 23 年 7 月 22 日付け協会員通知にあわせて修正を行う。	左記のとおり修正することとなった。 併せて、広告指針案（平成 23 年 7 月 29 日付）の「1. 販売用資料の作成にあたっての留意事項（3）具体的な留意事項 ⑬ 毎月分配・通貨選択型投資信託の表示」及び「2. 販売用資料の使用に当たっての留意事項」の記載について、会員通知「投資信託の販売・勧誘時における説明態勢について」（平成 23 年 7 月 22 日（自）23 第 45 号）を踏まえた広告の作成及び使用に留意する必要があること

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
					が明確になるよう、事務局より再度修正案を提示のうえ、改めて検討を行うこととなった。
9	48 ページ (3) 具体的な留意事項 ⑦ 分配金の表示 イ	特に毎月分配型等、分配を強調した表示を行う場合には、分配金と基準価額の水準の関係（トータルリターン）を示すなど投資者に誤解を与えないよう留意すること。	左記部分を削除又は「特に分配金の水準が当該投資信託の分配金計算期間の運用実績を示すものと投資者に誤解を与えることがないよう留意すること。」としてはどうか。運用会社等とも歩調を合わせる必要があるため、現段階では踏み込んだ表現はしない方が良いと考える。	同上	同上。
10	48 ページ (3) 具体的な留意事項 ⑦ 分配金の表示 イ	「特に毎月分配型等、分配を強調した表示を行う場合には、分配金と基準価額の水準の関係（トータルリターン）を示すなど投資者に誤解を与えないよう留意すること。」→削除	・この内容は毎月分配型に限ることでもない。 どうしても書くのであれば、より具体的にイメージできるよう、例えば、「目論見書にならう」旨の表記にする。	同上。	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
			・（分配金込みの）基準価額の推移を考慮することで十分と考える。 また、毎月の分配金を複数表示した場合、同数のトータルリターン の表示も必要であるようにも解釈できるので、そうした場合、煩 雑な資料になってしまう。		
11	48 ページ (3) 具体的な留 意事項 ⑦ 分配金の表 示 イ	「特に毎月分配型等、分配を ～」（新設部分）→削除する。		同上。	同上。
12	48 ページ (3) 具体的な留 意事項 ⑦ 分配金の表 示 イ	⑦分配金の表示について	かえって投資家に誤解を与えて しまう可能性があるのでは ないかと思います。 ＜指針案では＞ 特に毎月分配型等、分配を強調し た表示を行う場合には、分配金と 基準価額の水準の関係（トータル リターン）を示すなど投資家に誤	同上。	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
			解を与えないよう留意すること。 なぜなら、通常、投資信託でいう「トータルリターン」は、基準価格の変化額と分配金の合計を期初の基準価格で割り、年率換算します。 一定同一期間で計算するトータルリターンは、複数のファンドの比較には有効だと思いますが、基準がばらばらである場合、この記載はあまり意味がなく、逆に作成者が恣意的に記載できる可能性がある。		
13	48 ページ (3) 具体的な留意事項 ⑦ 分配金の表示	「特に毎月分配型等、分配を強調した表示を行う場合には、分配金と基準価額の水準の関係（トータルリターン）を示すなど投資者に誤解を	過去の実績を事実関係に即して表示することまで禁ずる必要はないと考えられるため。	同上。	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
	イ	与えないよう留意すること。」という記載の中の「分配を強調した表示」とは、単純に実績分配額を全て表示することなども該当するのでしょうか。			
14	48 ページ (3) 具体的な留意事項 ⑦ 分配金の表示 イ	分配金と基準価額の水準の関係（トータルリターン）を示すなど	分配金額の累計と基準価額を表示すればトータルリターンを示したことになるのでしょうか。 若しくは設定来の騰落率まで必要と考えるのでしょうか。	同上。	同上。
15	48 ページ (3) 具体的な留意事項 ⑦ 分配金の表示 イ.	分配金の表示において、「特に毎月分配金型等、分配を強調した表示を行う場合には、分配金と基準価額の水準関係（トータルリターン）を示すなど投資者に誤解を与えないよう留意すること。」との記載があるが、強調とはど	強調の程度にもよると考えられるが、タコ足配当については、個別の投資信託によって違いがあるとも考えられ、記載することまでどうかと考えられるため。	同上。	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
		の程度の内容を想定していることか、また、この記載は、タコ足配当を想定してのことなのか。			
16	48 ページ (3) 具体的な留意事項 ⑦ 分配金の表示 イ	(書きすぎか?) とある部分について、趣旨としては、毎月分配が基準価額の下落要因になっているにも関わらず、そうした因果関係について明示されていないことを防止したい、ということかと思います。 そうだとすれば、文章についてはもう少し練る必要がありますが、趣旨そのものには賛成です。		同上。	同上。
17	48 ページ (3) 具体的な留意事項 ⑦ 分配金の表示	いわゆる分配金利回り(分配金を基準価額で除した割合)は表示しないことを記載する必要はないか。	高分配金の毎月分配型ファンドが良い商品であるかのごとく投資家に誤解を与えないため。	同上。	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
18	49 ページ (3) 具体的な留意事項 ⑩店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の表示	「元本確保型」と「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」とで項目を分けるか、または「元本確保型」投資信託が含まれることを明記してはどうか。	「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の表示」としての記載となっており、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」でない場合は「元本確保」についてカバーしていないように読める為。	○修正する ・「複雑な投資信託」以外の「元本確保型」について従来の記載を残す。	同左。
19	49 ページ (3) 具体的な留意事項 ⑩店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の表示	「商品名に「元本確保型」の表示は用いない」	左記は投資信託全般に対し禁止しているのか、それとも、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」のみについて禁止しているのかを確認したい。これまで取り扱った商品のなかに、「元本確保型国債ファンド（５年コース）２００１年５月号（愛称：エッグス５）」という商品名を有するデリバティブを含まないものがあったため。	○原案どおりとする ・⑩（新⑩）は、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の表示」の項目なので、店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に限る記載である。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
20	50 ページ (3) 具体的な留意事項 ⑪ レバレッジをかけることを運用方針としている投資信託の表示	「投資勧誘規則第2条第9号に規定するレバレッジ投資信託に関する表示を行う場合には、顧客に十分な理解を得るために説明すべき重要事項(平成23年2月1日「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第3条第4項の考え方」参照)を表示する。」とあるが、 49 ページ 1. (3) ⑩と平仄をあわせ、 「…レバレッジ投資信託に関して、「確認書」受け入れのための説明資料として作成する場合は、顧客に十分な理解を得るために説明すべき事項を表示する」としてはどうか。		○修正する。 ・債券の記述にあわせる方向で修正する。 〈参考：債券の記述〉 ⑤ 協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第2条第7号に規定する店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に関して、「店頭デリバティブ取引等に関する確認書」受け入れのための説明資料として作成する場合は、説明すべき重要事項（平成23年2月1日「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第3条第4項の考え方」参照）の表示を行った上で、当該確認書の各確認事項欄に説明資料の該当ページ数や項目番号を記載するなどして、当該確認書と説明資料とが関	レバレッジ投資信託に関する確認書に係る記載については、協会員が自社で定めるルールにより当該確認書の受け入れを行う場合を想定している（レバレッジ投資信託に係る確認書の徴求は、本協会の自主規制規則では義務付けられていない。）。このことが明確になるよう、事務局より再度修正案を提示のうえ、改めて検討を行うこととなった。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
				連付けた表示（確認書の項番の明示等）を行うとなるよう留意する。 ※平成 22 年 5 月 14 日日本証券業協会通知「店頭デリバティブ取引等に関する確認書（参考様式）の作成について」を参照すること。	
V. ETF（上場投資信託）及び上場不動産投資証券構成について					
21	51 ページ	V.ETF（上場投資信託）及び上場不動産投資証券に E T N（指標連動証券）を追加する	上場を予定している E T N（指標連動証券）を追加してはどうか。 E T N（指標連動証券）の表示項目としては、法令記載事項のうち、指標変動による損失に関する記載に、以下を追記することでどうか。 ・発行体の信用リスクに関する文言。（運用資産の裏付けがなく金融機関（発行会社）が保証するた	○修正する。 E T F の記述に並べて E T N（上場投資証券）を付記する。 また、上場不動産投資証券も他と平仄を合わせ、R E I T（上場不動産投資証券）と記す。 なお、注意書きとして、E T F には受益証券発行信託を含むこと、E T N は指数連動証券と称されることもあることを付	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
			め) ・E T Nは、運用に掛かる手数料 分を除き、トラッキングエラーは 発生しないが、E T Nの市場価格 は需給状況によって変動するた め、E T Nの一証券あたりの償還 価額とE T Nの市場価格の値動 きが一致しない場合もある旨	記する。	
2. ETF（上場投資信託）の表示項目					
22	52 ページ (1) 必要表示事 項 ① 法令等記載 事項…参照)	「価格変動リスクについて は当該 ETF 自身の価格変動 のほか、当該 ETF が連動す る指数等の変動について具 体的に表示する。」とあるが、 上段に「価格リスクに関する 文言」があるので、法定項目 とは別項目として、「連動す る指数の変動により、投資元 本を割り込むおそれがあり ます」 旨の文言を記載することと	51 ページ 2. (1) ③で「連動する 指数等の名称」も記載することか ら、左記の記載のほうが分かりや すいと考えられる為。また、連動 する指数等の変動リスクは法令 上の要請によるものではないと 考えられる為。	○検討する ・当該部分を、「価格変動リス クについては当該 ETF 又は ETN 自身の価格変動のほか、 当該 ETF 又は ETN が連動す る指数等の変動（例えば、日 経平均株価指数に連動する ETF 又は ETN の場合には、日 経平均株価指数の変動）につ いて具体的に表示する。」と 修正してはどうか。 (裏付け資産の変動リスクを	事務局より再度修正案を提示 のうえ、改めて検討を行うこと となった。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
		してはどうか？		指針において表示事項とするかについては検討を要すると考える。）	
23	52 ページ (1) 必要表示事項 ① 法令等記載事項…参照)	「このうち、価格変動リスクについては当該 ETF 自身の価格変動のほか、当該 ETF が連動する指数等の変動について具体的に表示する。」 ↓ 「このうち、価格変動リスクについては当該ETF自身の価格変動要素（当該ETFが連動する指数等）について具体的に表示する。」	46 ページの投資信託（1 (1) ②）と平仄をあわせた表現にすべきかと思います。 （投資信託の中では、『・・・投資対象商品（株式、円建て公社債等）の価格変動要素を具体的に表示する。』と、要素を列挙することが求められているのに対し、ETF の原文では、連動する指数等の変動そのものを具体的に表示するとなっているため、この部分の整合性を取る趣旨です。） 原案では、単に ETF が連動する指数が変動することを記載すれば良いのか、指数が変動する理由ま	同上。	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
			で記載すべきなのか判然としません。 万一指数が変動する理由まで記載すべきという趣旨である場合には、実務的な対応が困難（広告という限られたスペースに記載できるものではない）だと思います。		
24	52 ページ (1) 必要表示事項 ① 法令等記載事項…参照)	2. ETF（上場投資信託）の表示項目 (1) 必要表示事項 ① 法令等記載事項（第1部法令規則等の概要 ※2「広告等における表示事項」参照） 法令記載事項のうち、指標変動による損失に関する記載には ・ 価格変動リスクに関する文言 ・ 外貨建て証券の場	ETF 独自の価格変動リスクについて誤解が多いため。 連動対象とする指数についてもその内容表示が曖昧なため。	同上。	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
		合、為替リスクに関する文言 を記載する。 <u>このうち、価格変動リスクについては当該 ETF 自身の価格変動の ほか、当該 ETF が連 動する指数等の変動 について具体的に表 示する。</u> (修正案) ↓ <u>このうち、価格変動リ スクについては、当該 ETF 自身の価格 (取引 所価格) が基準価額か ら乖離する (プレミア ム/ディスカウント状 態) リスク、当該 ETF が連動を目指す指数 等と基準価額および 取引所価格の変動が</u>			

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
		ずれるリスク、仕組み 債を組入れる ETF に ついては仕組み債の 発行体に起因するク レジットリスクにつ いて具体的に表示す る。			
25	52 ページ (1) 必要表示事 項 ④ 商品現物型 …表示する。	「商品現物型 ETF である場 合はその旨、及び投信法上の 投資信託ではない旨を表示 する。」とあるが、 「商品現物型 ETF である場 合はその旨を表示する。」 とし、 50 ページ以降の「ETF（上場 投資信託）」を 「ETF（上場投資信託・受益 証券発行信託）」 としてはどうか？	通常の ETF でも投信法上の投資 信託である旨を表示しておらず、 商品現物型 ETF である旨を表示 すれば十分だと思われる為。	○修正する。 ・意見のとおり修正する。	同左。
26	52 ページ	商品現物型 ETF である場合	一般に、ETF は、投資信託だけで	同上。	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
	(1) 必要表示事項 ④ 商品現物型 …表示する。	はその旨、及び投信法上の投資信託ではない旨」を削除する方が良い。	なく、外国投資信託も含まれる。加えて、商品現物型 ETF でも（外国）投資信託があり（1326 SPDR® ゴールド・シェアは外国投資信託）、商品現物型 ETF 以外の ETF でも投信法上の投資信託でない銘柄（例えば、1684 ETFS 総合商品指数（DJ-UBSCI）上場投資信託は、外国投資法人の発行する投資法人債券に類する証券）がある。		
27	52 ページ (1) 必要表示事項 ④ 商品現物型 …表示する。 ⑤ ショート… 考えられる。 ⑥ レバレッジ …考えられる。	規制方向が見えないなかで、この規定を設定することに違和感がある。	レバ・インバースの指数の存在を前提に E T F の組成が認められる場合、規定の文言・表記がそぐわない。	○修正する ・当面、削除する。	同左。
28	52 ページ (1) 必要表示事項	「日経 225 平均株価」	「日経平均株価」もしくは「日経 225」のどちらかにしてもらいた	同上。	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
	項 ⑤ショート… 考えられる。 ⑥レバレッジ …考えられる。		い。		
29	52 ページ (1) 必要表示事 項 ⑤ショート… 考えられる。	(その結果として算出され る当該 ETF が連動する指数 ではない) →削除	前後から意味はくみ取れるのに、 ()があることでかえって難解 になる。	同上。	同上。
3. 上場不動産投資証券の表示項目					
30	53 ページ (1) 必要表示事 項 ① 必要記載事 項…参照)	「価格変動リスクについて は当該上場不動産投資証券 自身の価格変動のほか、当該 上場不動産投資証券が投資 する不動産等の価格変動に ついて具体的に表示する。」 とあるが、「運用する不動産 の価格や収益力の変動によ り、投資元本を割り込むおそ れがある旨表示する。」とし	「具体的に」が分かりにくく現行 指針の記載で良いと思われる為。	○修正する ・「価格変動リスクについては 当該上場不動産投資証券自 身の価格変動のほか、 <u>運用す る不動産の価格や収益力の 変動により、投資元本を割り 込むおそれがある旨</u> を表示 する。」と修正する。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
		てはどうか？			
31	53 ページ (1) 必要表示事項 ① 必要記載事項…参照)	「価格変動リスクについては当該上場不動産投資証券自身の価格変動のほか、当該上場不動産投資証券が投資する不動産等の価格変動について具体的に表示する」 ↓ 「価格変動リスクについては当該上場不動産投資証券自身の価格変動要素（当該上場不動産投資証券が投資する不動産等の価格変動）について具体的に表示する」	趣旨は上記（※）と同様です。 （※）上記該当箇所引用 46 ページの投資信託（1 (1) ②）と平仄をあわせた表現にすべきかと思います。 （投資信託の中では、『・・・投資対象商品（株式、円建て公社債等）の価格変動要素を具体的に表示する。』と、要素を列挙することが求められているのに対し、ETF の原文では、連動する指数等の変動そのものを具体的に表示するとなっているため、この部分の整合性を取る趣旨です。） 原案では、単に ETF が連動する指数が変動することを記載すれば良いのか、指数が変動する理由ま	同上	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
			で記載すべきなのか判然としません。 万一指数が変動する理由まで記載すべきという趣旨である場合には、実務的な対応が困難（広告という限られたスペースに記載できるものではない）だと思います。		
32	53 ページ (1) 必要表示事項 ① 必要記載事項…参照)	当該上場不動産投資証券が投資する不動産等の価格変動について具体的に表示する。	「具体的に表示」に関して、どの程度表示すべきか、具体的な例示等を検討して頂きたい。	同上	同上。
33	53 ページ (2) 表示することが望ましい事項 ⑦ 証券会社の手数料に関する事項	「証券会社の手数料に関する事項」は削除してはどうか？	ETF（上場投資信託）の表示項目と平仄をとる為。	○削除する	同左。
34	53 ページ	⑦ 証券会社の手数料に関する事項	52 ページ 3. (1) 必要表示事項に	同上	同上

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	対応案	検討結果 ※会議後に追加
	(2)表示することが望ましい事項 ⑦証券会社の手数料に関する事項	る事項	該当するもので、望ましい事項には不要かと考えます。		
4. 上場不動産投資証券に係る留意事項					
35	54 ページ (4)利回り表示 ①	「特に上場不動産投資証券の分配金は、不動産の収入の変化により、変動する可能性があること、また、地震や火災等の災害を受けた場合など予測不可能な事態により変動する可能性があることを表示する。」は削除してはどうか？	株でも記載しておらず、必要表示事項でのリスクファクターとしての記載で十分だと思われる為。	○修正する ・削除する。	同左。
36	54 ページ (4)利回り表示	当該規定は利回り表示を許容する意図であれば、E T F にも表示を許容して欲しい。	E T F でも配当利回りを期待する商品があるため。	○修正する ・ETF についても、「利回り表示」について記載する。 記載内容は、不動産投資と同様。	同左。

以 上